

4. 鳥類調査

4. 鳥類調査

4.1 鳥類調査結果の概要

河川水辺の国勢調査の鳥類調査は、平成2年度から17年度までの1～3巡目調査では、間隔をあけて設定された複数の調査地区を観察するという定点調査法によって実施されてきましたが、平成18年度以降の4巡目調査から調査マニュアルが改訂され、河口から上流にいたる全調査区間を1kmピッチで連続的に観察するというスポット調査法で実施されるようになりました。これによって、河口から上流にいたるまでの鳥類相を連続的に把握できるようになりました。

(1) 確認種

今回とりまとめを行った6水系6河川で確認された鳥類は、18目50科214種でした。

確認種数が最も多かった河川は、北海道地方の石狩川の154種、次いで東北地方の北上川の150種でした。

(2) 重要種^{注1)}

今回とりまとめを行った6河川で確認された重要種は、環境省のレッドデータブックで絶滅危惧ⅠA類に指定されているハクガン、オオヨシゴイ、絶滅危惧ⅠB類に指定されているカリガネ、ヒメウ、クロツラヘラサギ、チュウヒ、クマタカなど37種でした。

重要種の確認種数が最も多かった河川は、東北地方の北上川の22種、次いで北海道地方の石狩川の19種でした。

注1) 重要種について

本資料においては、次の文献のいずれかに該当する種や亜種を重要種としました。

- ・ 「文化財保護法」の特別天然記念物および天然記念物。
- ・ 「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」の国内希少野生動植物種および緊急指定種。
- ・ 環境省編「レッドデータブック2014」掲載種（2014：哺乳類、鳥類、爬虫類・両生類、貝類、その他無脊椎動物）。

絶滅危惧ⅠA類：ごく近い将来における絶滅の危険性が極めて高い種。

絶滅危惧ⅠB類：ⅠA類ほどではないが、近い将来における絶滅の危険性が高い種。

(3) 国外外来種^{注2)}

1) 国外外来種の確認状況

今回とりまとめを行った6河川で確認された国外外来種は、コジュケイ、コウライキジ、ガチョウ、アヒル、カワラバト（ドバト）、セキセイインコ、カササギ、ガビチョウの8種でした。このうち、カワラバト（ドバト）は今回とりまとめを行ったすべての河川で確認されました。

2) 特定外来生物の確認状況

上記の国外外来種のうち、外来生物法が定める特定外来生物^{注3)}は、ガビチョウでした。ガビチョウは、生態系被害防止外来種リスト^{注4)}の重点的な対策が必要な外来種にも選定されています。

注) 国外外来種の選定基準について

注2) 外来種とは、本来その生物が生息していない地域に貿易や人の移動等を介して意図的・非意図的に導入された種をいいます。外来種のうち、日本国外から持ち込まれた種を「国外外来種」といい、日本国内の種であっても本来その生物が生息していない地域に、他の場所から持ち込まれた種を「国内外

来種」といいます。

本資料でいう国外外来種とは、おおよそ明治以降に人為的影響により導入したと考えられる国外由来の動植物すべてを指し、導入以後に国内に定着した種であるか否かの判断は、選定の際に考慮していません。また、外来種の選定は、9～11 ページに掲載した文献および12 ページに掲載した学識者による意見をもとに行っています。

- 注 3) 特定外来生物とは、『特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律(最終改正及び施行2014年6月)』により、輸入や飼養等が規制される生物(生きているものに限られ、個体だけではなく、卵、種子、器官なども含まれる)です。おおむね明治以降に国外から導入された国外外来種のうち、生態系、人の生命・身体及び農林水産業へ被害を及ぼすもの、または及ぼすおそれがある生物が指定されています(指定された外来生物と在来種が交雑した生物も含む)。
- 注 4) 生態系被害防止外来種リスト(我が国の生態系等に被害を及ぼすおそれのある外来種リスト)とは、我が国の生物多様性を保全するため、さまざまな主体の参画のもとで外来種対策の一層の進展を図ることを目的とし、環境省及び農林水産省が「生態系、人の生命・身体、農林水産業に被害を及ぼす又はそのおそれがある生物」を生態的特性及び社会的状況も踏まえて選定した外来種リストです。リスト中には特定外来生物法で指定された生物も含まれています。また、魚類、植物、哺乳類、両生類、爬虫類、陸上昆虫類においては、国内外来種も一部選定されています

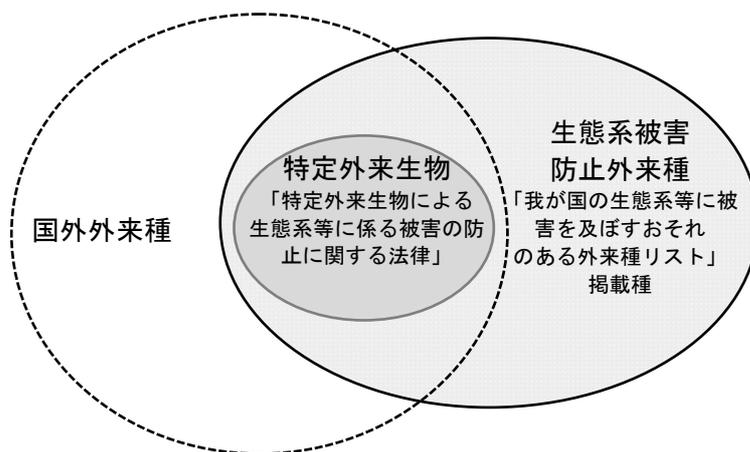


図 (参考) 国外外来種、生態系被害防止外来種、特定外来生物の関係